學校財團法人中華浸信會基督教台灣浸會神學院

薪資所得受領人扶養親屬申請表

薪資受 領人	姓名	住	縣市	鄉鎮	里村	路 街	鄰段	巷弄	之	虎 國 民 身 編			
配偶	姓名	址	縣市	鄉鎮	里 村	路街	鄰段	巷弄	之	方 院 分 號			

合於減除扶養親屬寬減額之受扶養親屬(共計 人)

- 一、依照所得稅法第十七條規定,納稅義務人及其配偶之直系尊親屬合於下列條件之一者,每 年每人得減除其扶養親屬寬減額:
 - (1)年滿六十歲者;
 - (2)未滿六十歲,但無謀生能力受納稅義務人扶養者。

本人及本人之配偶合於上列條件之直系尊親屬有: 人

姓	名	稱	謂	出生年月日	身分證統一編號	現	在	住	址	符合之	之條件
										()
										()
										()
										()
										()
										()
										()

- 二、依照所得稅法第十七條之規定,納稅義務人之子女合於下列條件之一者,每年每人得減除 其扶養親屬寬減額:
 - (1)未滿二十歲者;
 - (2)已滿二十歲,因在校就學受維稅義務人扶養者;
 - (3)已滿二十歲,因身心殘廢受維稅義務人扶養者;
 - (4)已滿二十歲,因無謀生能力受納稅義務人扶養者。

本人之子女合乎上列規定條件者,計有:____人

姓	名	稱	謂	出生年月日	符合之	之條件	姓	名	稱	謂	出生年月日	符合之	之條件
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()

三、依照所得稅法第十七條之規定,	,納稅義務人之同胞兄弟姐妹合於下列條件之一者,	,每年每
人得減除其扶養親屬寬減額:		

- (1)未滿二十歲者;
- (2)已滿二十歲,因在校就學受維稅義務人扶養者;
- (3)已滿二十歲,因身心殘廢受維稅義務人扶養者;
- (4)已滿二十歲,因無謀生能力受納稅義務人扶養者。

本人之同胞兄弟姐妹合乎上列規定條件者,計有: 人

姓	名	稱	謂	出生年月日	符合二	之條件	姓	名	稱	謂	出生年月日	符合二	之條件
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()

- 四、依照所得稅法第十七條之規定,納稅義務人之其他親屬,合於下列條件之一者,每年每人 得減除其扶養親屬寬減額:
 - (1)合於民法第一千一百十四條第四款未滿二十歲或滿六十歲以上無謀生能力確係受維稅 義務人扶養者。
 - (2)合於民法第一千一百二十三條第三項未滿二十歲或滿六十歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。

姓	名	稱	謂	出生年月日	符合二	之條件	姓	名	稱	謂	出生年月日	符合之	之條件
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()
					()						()

附註:

口山岛	て しっ 佐・し	上 乙二 妇 您	工 么	11 笔 20 笔 25	•
民法第一千一	日十四%。	テータリ 統 <i>/</i> 祭	$q \mid q$	壮為之 我於	
	4 1 - 1/1	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一	1 × × · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- 一、直系血親相互間。
- 二、夫妻之一方與他方父母同居者其相互間。
- 三、兄弟姐妹相互間。
- 四、家長家屬相互間。

民法第一千二百二十三條:「家置家長。

同家之人除家長外均為家屬。

雖非親屬而以永久共同生活為目的的同居一家者視為家屬。」

花客瓜炻!	(
薪資受領人	(簽章)填報日期	